

## 第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 23 年 7 月 14 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市役所 8 階 大会議室 A

出席部会委員 2 野田<sup>の だ</sup> 久忠<sup>ひさただ</sup>・3 太田<sup>おおた</sup> 義政<sup>よしまさ</sup>・4 眞弓<sup>ま ゆみ</sup> 純一<sup>すみかず</sup>・5 赤塚<sup>あかつか</sup> 薫<sup>かおる</sup>  
6 青木<sup>あおき</sup> 正司<sup>しょうじ</sup>・7 伊藤<sup>いとう</sup> 征一<sup>せいいち</sup>・9 奥山<sup>おくやま</sup> 正夫<sup>まさお</sup>・11 後藤<sup>ごとう</sup> 勝<sup>かつ</sup>  
13 阪<sup>さか</sup> 芳一<sup>よしいち</sup>・18 増地<sup>ますじ</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>・19 村治<sup>むらじ</sup> 隆史<sup>たかし</sup>・23 清水<sup>しみず</sup> 清<sup>きよし</sup>  
24 中林<sup>なかばやし</sup> 長一<sup>ちやういち</sup>・41 西口<sup>にしぐち</sup> 正國<sup>まさくに</sup>・47 田中<sup>たなか</sup> 千福<sup>かずよし</sup>

以上 15 名

欠 席 委 員 17 牧野<sup>まきの</sup> 礼吉<sup>れいきち</sup>・14 清水<sup>しみず</sup> 文兵衛<sup>ぶんべえ</sup>

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事 務 局 職 員 飯田事務局長・西田調整担当副参事・長谷川担当副主幹

総 合 支 所 河芸：服部主査 美里：山川担当主幹 安濃：紀平主査  
芸濃：後藤副主幹

議 事 録 署 名 者 5 赤塚<sup>あかつか</sup> 薫<sup>かおる</sup>・18 増地<sup>ますじ</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)  
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)  
報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の変更届出について  
(農業委員会許可・賃貸借権)  
報告第 8 号 農業生産法人の定期報告について  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (県許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)  
議案第 6 号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>ただいまより第7回第1農地部会を開会させていただきます。本日の欠席は、牧野委員、清水文兵衛委員の2名で、出席委員は15名で本部会は成立します。それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。5番 赤塚委員、18番 増地委員、よろしくお願ひします。まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第8号まで、件数及び合計面積につきまして事務局から一括して報告をお願ひします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページをお願ひします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 今月は、件数としまして合計2件、面積として2,612㎡で田でございます。 解約後は、再設定が2件でございます。 2ページをお願ひします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これにつきましては、相続等の届出によるものでございまして、件数といたしましては3件、面積として7,703㎡、内訳としましては、田が4,115㎡、畑が3,588㎡でございます。 3ページをお願ひします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 件数といたしましては5件、面積として2,278.83㎡、内訳といたしまして、田が2,029.83㎡、畑が249㎡でございます。 内容としましては、倉庫用地が1件 193㎡、貸事務所・駐車場用地が1件 1,575㎡、共同住宅用地が1件 333㎡、一般個人住宅用地が2件 177.83㎡でございます。 4ページをお願ひします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 件数といたしましては6件、面積として3,180㎡、内訳といたしまして、田が2,303㎡、畑が877㎡でございます。 内容としましては、駐車場用地が1件 220㎡、共同住宅用地が1件 709㎡、分譲住宅用地等が2件 2,035㎡、一般個人住宅用地が2件 216㎡でございます。 5ページをお願ひします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 件数といたしましては1件、面積として395㎡で田でございます。 内容としましては、エステティックサロン店舗用地が1件 395㎡でございます。 6ページをお願ひします。</p>

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

件数といたしましては1件、面積として95㎡で畑でございます。

内容としましては、一般個人住宅用地が1件 95㎡でございます。

7ページをお願いします。

報告第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更届出について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

件数といたしましては1件、面積として503㎡で田でございます。

内容としましては、2級河川、安濃川岩田川工区河川改修工事に伴う作業ヤード用地として、一時転用を平成23年1月24日から平成23年7月30日までの間、許可を行ったものでございますが、工期が延長となったことから、その期間を平成23年9月15日まで変更しようとするものでございまして、届出報告の承認をさせていただくものでございます。

8ページをお願いいたします。

報告第8号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

これにつきましては、農業生産法人は、農地法第6条に基づき、事業状況報告を毎年、農業委員会に提出されているところですが、今回、農業委員会の適正な事務実施通知の平成22年12月22日の一部改正によりまして、農地部会への報告として必要であるということになってまいりましたので、本年度の4月から事業状況報告がございましたものを、今後、当農地部会に報告をさせていただくものでございます。

今月の件数といたしましては、ここに記載のとおり合計3件の報告がございましたので、報告をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。これは報告案件でございますので、よろしくをお願いいたします。

野田悟委員 報告案件の8号、農業生産法人の定期報告ということで3件ほど上がっていますが、全体は何件ありますか？

事務局 これ4月1日現在で26件です。

野田悟委員 はい、ありがとうございます。

議長 はい、ありがとう。  
それでは、事務局より説明があったとおりでございます。  
続きまして議案のほうに入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、9ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 片田、受人 \_\_\_\_\_ 経営面積 14,958㎡ 渡

人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、申請地 片田志袋町森添\_\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積 257㎡、外2筆、合計面積414㎡で畑でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_外4名は、労力不足のため営農拡大を希望する受人でございます\_\_\_\_\_に譲り渡し、しようとするものでございます。

以上につきましては、議案書にございますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として414㎡で畑でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見をお聞きいたします。片田。

野田委員 2番、野田でございます。ただいま事務局からご説明ありましたとおり、先日現地に行きまして、境界等なんかも確かめてまいりました。本人さん、いろいろ産別のほうもたくさんつくってみえますので、これから管理もし経営もしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、それでは異議なしと認め、議案第1号は県に推達することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、10ページをお願いします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 \_\_\_\_\_、経営面積 5,598㎡、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 長岡町茶木原\_\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも田、現況面積 365㎡でございます。

これにつきましては、渡人である\_\_\_\_\_は、相手方の要望によりまして営農拡大を希望する受人でございます\_\_\_\_\_に譲り渡し、しようとするものでございます。

これにつきましても、議案書にございますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として365㎡で田でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。安東。

太田委員	3番、太田です。これ、先日現地も確認しまして、この経緯は、保育園の移転からくる隣接している_____所有の土地が、その保育園の移転によりまして減少し、そのまた隣接する土地を新たに購入ということの案件でございますが、現地を確認したところ、現状は田でございますけれども、用排水がすぐに隣接をしておりますので、畑に造成をして大豆をつくるという営農計画書も提出を、こちらから指摘をしまして出してきておりますので、耕作していくということで、皆さんのご承認を待ちたいということです。以上です。
議長	先ほど地元委員さんが詳しく説明していただきましたとおりでございます。皆さん、いかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定いたします。 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、11ページをお願いします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 椋本、申請者 _____、相続人 _____・_____ ・_____ 申請地 芸濃町椋本西町_____番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積 201㎡、農地は第2種農地でございます。 これにつきましては、申請者はこのあとの14ページの議案とも関連をいたしますが、申請地に一般個人住宅1棟 81.5㎡を建築しようとするものでございます。 以上、件数といたしましては1件、面積として201㎡で畑でございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。椋本です。
増地委員	18番、増地です。今建つ隣へ新築するということで現地を確認いたしました。異議ありませんので、どうぞよろしく申し上げます。
議長	はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号について許可することに決定いたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、12ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町北神山三街\_\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積 12㎡、外1筆、合計面積21.91㎡で畑、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地として利用しようとするものでございます。

番号2、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町北長野細野\_\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも田、現況面積 499㎡で、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、渡人と受人は親子関係でございまして、申請地に一般個人住宅1棟 86.95㎡及び車庫を建築しようとするものでございます。

番号3、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町安濃豊久野\_\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積 46㎡、外1筆、合計面積57㎡で畑、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地の隣地に父親名義の農地があり、道路沿いのため、申請地を農作業時の駐車場用地として利用しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては3件、面積として577.91㎡、内訳といたしまして、田が499㎡、畑が78.91㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、安西、2番、長野、3番、安濃。  
1番、安西。

増地委員 18番、増地です。この間、現地確認してきましたけれども、適切でした。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい。2番、長野。

村治委員 19番、村治です。これは親子関係でございまして、何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 3番、安濃。

中林委員 24番、中林。ただいまの事務局の説明どおり、駐車場用地として取得するというのでございますので、何ら問題はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、わかりました。地元委員さんはそれぞれ3議案とも異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号について許可することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農

業委員会許可・賃貸借権)。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、13ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 藤水、借り人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 垂水南浦 \_\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも田、現況面積605㎡の内500㎡、外2筆、合計面積945㎡で、田が900㎡、畑が45㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を、城山第14号線ほか10線の道路整備工事に伴う資材置場用地として、許可日から平成23年11月30日までの間、一時転用しようとするものでございます。

番号2、地区 上野、借り人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、申請地 河芸町久知野横院前 \_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 畑、現況面積489㎡、外1筆、合計面積688㎡で田、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地にコンビニエンスストア1棟 173.56㎡を建築しようとするものでございます。

番号3、地区 安濃、借り人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町曾根西川原 \_\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも畑、現況面積 233㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を、隣地に平成23年10月末に開設するドラッグストアの職員の駐車場用地として利用しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては3件、面積として1,866㎡、内訳といたしまして、田が1,588㎡、畑が278㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見をお伺いします。1番、藤水。

奥山委員

9番 奥山です。農振の原田委員に確認しましたところ何ら問題なということではなかったので、よろしくお願いします。

議長

はい。2番、上野。

阪委員

13番 阪。これ、今、事務局の方の説明どおりです。何ら問題ないと思っております。よろしくお願いします。

議長

3番、安濃。

中林委員

24番 中林。これは皆さんご存じの曾根沿いにあります \_\_\_\_\_、あそこの近くの畑でございます。従業員の駐車場に利用したいということで今回の申請が出されておるわけでございます。何ら問題もございませんので、よろしくご承認のほどをお願いいたします。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。
眞弓委員	すみません、1番の藤水地区の関係ですけれども、一部分しか借りていない状況で残った農地はどうされるのでしょうか？
事務局	借りる業者といたしましては、やっぱり賃貸借なものですから、金銭的な形もありますんで、最小限度の面積でお借りしたいというような形になっております。残りの面積につきましては転用を入れていないものですから、耕作してもらうということになります。少ない面積なので管理してもらうというように形でお話はさせてもらうということで。よろしくお願いします。
議 長	そういうことで、よろしくお願いします。 続きまして、議案第6号 非農地証明願について。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、14ページをお願いします。 議案第6号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 椋本、願出者 _____、相続人 _____・_____ ・_____ 申請地 芸濃町椋本西町_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 261㎡でございます。 これにつきましては、昭和40年ごろに居宅を建築し、現在に至っておりますことから、今回、非農地証明願が提出されたものでございます。 以上、件数といたしましては1件、面積として261㎡で畑でございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。事務局のほうの説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。椋本。
増地委員	18番、増地です。3号議案とあわせてですが、よろしくお願いします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、第6号議案について証明することにいたします。 それでは次に、別冊にお配りいたしました農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局のほうから説明をお願いいたします。
事務局	議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。 表紙を1枚めくっていただきたいと思っております。



今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で、302,060㎡の集積がありました。内容としましては、貸借関係のみでございます。それでは、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて97,893㎡で、畑の賃貸借と使用貸借を合わせて3,501㎡で、件数的には52件でございます。所有権移転はございませんでした。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて41,162㎡で、畑の使用貸借が7,729㎡で、件数的には9件でございます。所有権移転はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて127,736㎡で、畑の賃貸借と使用貸借を合わせて5,036㎡で、件数的には34件でございます。所有権移転はございませんでした。

芸濃地区につきましては、集積はございませんでした。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて19,003㎡で、件数的には10件でございます。所有権移転はございませんでした。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて285,794㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて16,266㎡で、総合計が302,060㎡で105件となっております。

認定農業者への集積状況は、55件で194,468㎡となっており、先月に比べ面積で約417%、件数では約458%となっております。

なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。質問があったら。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいか。異議なしですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、異議なしと認め、それでは農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達することにいたします。

それでは続きまして、別紙できょう配っていただきました標準処理期間の目標日数の設定(変更)及び公表の決定について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 それでは、別紙でお配りをさせていただいております標準処理期間の目標日数の設定(変更)及び公表の決定についてでございます。

これにつきましては、農地法第3条第1項にかかる標準処理期間について、農業委員会の適正な事務実施通知(平成22年12月22日一部改正)によりまして、下記のとおり定め、公表しようとするものでございます。

内容といたしましては、現在、農地法第3条第1項による農業委員会許可の

標準処理期間は40日と定めておりますが、これを30日に変更しようとする  
ものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。皆さん、ど  
うでございましょうか。  
これ、10日間短縮されるのですね。

議長 皆さん、どうでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、標準処理期間の目  
標日数の設定（変更）及び公表の決定について決定いたしました。  
以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第7回 第1農地部会を閉会します。

午前10時30分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

平成23年7月14日

議長

出席委員

出席委員